

令和元年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説 明 資 料

《所管事項説明》

1 「令和元年版成果レポート（案）」について	別冊
2 平成30年度社会福祉法人等指導監査の結果等について	1
3 「三重県民生委員定数条例」の改正について	4
4 「三重県子ども条例」に基づく施策の実施状況等の報告について	7
5 「みえの育児男子プロジェクト」の推進について	10
6 「みえ家庭教育応援プラン」に基づいた取組について	12
7 青少年を自画撮り被害から守る対策について	18
8 「子どもを虐待から守る条例」の改正について	20
9 令和2年度社会福祉施設等整備方針について	22
10 各種審議会等の審議状況の報告について	37

《別冊》

- ・（別冊1）令和元年版成果レポート（案）【子ども・福祉部抜粋版】
- ・（別冊2）平成30年度 指導監査等結果報告書
- ・（別冊3）三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等について
～みえ子どもスマイルレポート 令和元年度（2019年度）版～

令和元年6月20日
子ども・福祉部

【所管事項説明】

2 平成30年度社会福祉法人等指導監査の結果等について

1 指導監査の効率的、効果的実施について

社会福祉法人・社会福祉施設に対しては、定期的な指導監査の実施に加え、利用者等関係者からの通報や苦情等により、法人運営等に問題が生じている疑いが認められる場合には、随時、指導監査を実施しています。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所に対しては、定期的な実地指導と全事業所を対象とした集団指導の実施に加え、通報や苦情等により介護報酬等の請求に関し不正が疑われる場合には、随時、監査を実施しています。

2 平成30年度指導監査および実地指導等の結果について

社会福祉法人・社会福祉施設の指導監査は、法人・施設運営、施設整備関係、利用者処遇、安全対策を重点項目として実施しました。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所の実地指導は、法令遵守、サービスの質の確保・向上、危機管理対策、虐待防止への取組状況や、高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所、就労継続支援事業所、放課後等デイサービス事業所の運営状況を重点項目として実施しました。

指導監査および実地指導等の実施状況と、指摘事項があった法人数・施設数やその指摘件数は、次のとおりです。

○平成30年度指導監査等の実施状況 (平成31年3月31日現在)

	対象数	うち実施数 (%)	指摘法人 等の数	指摘 総件数
社会福祉法人	103	68(66.0%)	6	7
社会福祉施設	956	497(52.0%)	432	1,736
介護保険サービス事業所(予防含む)	3,279	184(5.6%)	164	900
〃 集団指導	3,279	2,248(68.6%)	—	—
障害福祉サービス事業所	1,733	72(4.2%)	65	442
〃 集団指導	1,733	1,375(79.3%)	—	—
児童相談所	5	0(0.0%)	0	0
市町福祉行政	29	27(93.1%)	11	17
公益法人	5	1(20.0%)	0	0

(注) 対象数は、平成30年度当初の数です。

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設

指摘の内容は、社会福祉法人では、役員の構成等の組織運営に関するものが57.1%、会計処理、資産管理、苦情解決等の管理に関するものが42.9%となっています。社会福祉施設では、苦情処理窓口や衛生管理等の入所者処遇に関するものが31.3%、就業規則や安全対策等の施設運営に関するものが68.7%となっています。

○社会福祉法人の指摘項目および件数

(平成31年3月31日現在)

組織運営	事業	管理	計
4(57.1%)	0(0.0%)	3(42.9%)	7(100.0%)

○社会福祉施設の指摘項目および件数

(平成31年3月31日現在)

入所者処遇	施設運営	計
543(31.3%)	1,193(68.7%)	1,736(100.0%)

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

介護保険および障害福祉サービス事業所に関する指摘では、介護職員の配置等の人員基準に関するものが3.1%、サービス提供などの運営基準等に関するものが87.6%、給付費に関するものが5.7%となっています。

○介護保険および障害福祉サービス事業所の指摘項目および件数

(平成31年3月31日現在)

		人員基準	運営基準等	給付費	その他	計
介護保険サービス	介護	24	618	37	23	702
	予防	6	177	4	11	198
障害福祉サービス		11	380	35	16	442
合 計 (%)		41 (3.1%)	1,175 (87.6%)	76 (5.7%)	50 (3.7%)	1,342 (100.0%)

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、各項目の合計が100.0%になりません。

実地指導、監査により、介護報酬等の算定誤りや不適切な請求等が確認された事業所に対して、過誤調整による自主返還を指導しました。

○介護報酬等の過誤調整（自主返還）による返還決定額

(平成31年3月31日現在)

返還の種別		事業所数	返還決定額(円)
介護保険 サービス	実地指導結果に基づく過誤調整	7	7,493,030
	監査結果に基づく過誤調整	0	0
	監査結果に基づく返還	0	0
障害福祉 サービス	実地指導結果に基づく過誤調整	5	7,009,860
	監査結果に基づく過誤調整	0	0
	監査結果に基づく返還	0	0
合計			14,502,890

(注) 平成31年4月末までに確定した金額です。

3 令和元年度の指導監査および実地指導等の実施方針

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設

県所管法人はもとより、市所管法人についても、関係市と連携を密にして、効率的・効果的な指導監査を実施します。

また、法人の経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等を柱にした改正社会福祉法の運用状況について、指導監査を通じて県所管法人を指導するとともに、市所管法人についても市を支援していきます。

さらに、施設運営においては、職員による利用者への虐待防止のための取組を確認し、指導します。

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

苦情・通報等のあった事業所への実地指導、監査を優先的に実施するとともに、集団指導では、人員・運営等の最低基準の考え方等の周知徹底に加え、特に虐待、身体拘束等、障がい者の人権侵害防止策等を周知することで、事業者の適正な運営の確保を支援します。

【所管事項説明】

3 「三重県民生委員定数条例」の改正について

1 改正理由

民生委員の定数については、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の定める基準を参照し、市町の意見を聴いたうえで、各市町の実情に応じて「三重県民生委員定数条例」で定めています。

現在の民生委員の任期は、令和元年11月30日までとなっており、12月に民生委員の一斉改選が行われますが、今回の一斉改選に当たって、昨年度、各市町に民生委員の定数要望の聴き取りを行ったところ、高齢者の増加や宅地開発による人口の増加等を理由として定数増加の要望があったため、当該条例を改正しようとするものです。

2 改正内容

市町ごとの民生委員定数改正案は、別紙のとおりです。

3 今後の予定

- 令和元年 9月 議案提出
- 10月 常任委員会において議案審議
改正
- 11月 関係機関等へ改正条例の周知
- 12月 施行

【別紙】市町ごとの民生委員定数改正案

市町名	現定数		新定数（案）		増減数	
	任期(H28.12.1～R元.11.30)	うち主任 児童委員	任期(R元.12.1～R4.11.30)	うち主任 児童委員	うち主任 児童委員	うち主任 児童委員
津市	612	46	617	46	5	-
四日市市	602	55	609	55	7	-
伊勢市	305	28	308	28	3	-
松阪市	387	27	388	27	1	-
桑名市	254	24	257	24	3	-
鈴鹿市	370	35	375	35	5	-
名張市	186	16	189	16	3	-
尾鷲市	59	3	59	3	-	-
亀山市	98	9	102	11	4	2
鳥羽市	56	3	56	3	-	-
熊野市	82	4	82	4	-	-
いなべ市	101	8	104	8	3	-
志摩市	140	11	141	11	1	-
伊賀市	309	32	309	32	-	-
木曽岬町	13	2	13	2	-	-
東員町	52	4	52	4	-	-
菰野町	77	5	77	5	-	-
朝日町	17	2	20	2	3	-
川越町	28	2	28	2	-	-
多気町	40	2	41	2	1	-
明和町	51	3	51	3	-	-
大台町	50	3	50	3	-	-
玉城町	35	2	35	2	-	-
度会町	29	2	29	2	-	-
大紀町	41	2	41	2	-	-
南伊勢町	60	4	60	4	-	-
紀北町	70	4	70	4	-	-
御浜町	32	2	32	2	-	-
紀宝町	41	3	41	3	-	-
県計	4,197	343	4,236	345	39	2

※民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねています。また、主任児童委員は、児童福祉法により、知事の推薦に基づき、児童委員の中から厚生労働大臣が指名することになっています。

※今後、一斉改選の作業が各市町で進められる中で、数が変わること可能性があります。

(参考)

1 関係法令

【民生委員法】

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。（「前条の区域」とは、市町村の区域。）

2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たっては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

【児童福祉法】

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。

2 厚生労働大臣の定める基準

(1) 区域を担当する民生委員・児童委員の配置基準

区分	配置基準
東京都区部及び指定都市	220から440までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
人口10万人未満の市	120から280までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
町 村	70から200までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人

(2) 主任児童委員の配置基準

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

※ 定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

【所管事項説明】

4 「三重県子ども条例」に基づく施策の実施状況等の報告について

この報告は、「三重県子ども条例」(以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、子ども施策の実施状況について、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下「みえ子どもスマイルプラン」という。)の14の重点的な取組の実績等とともに取りまとめ、年次報告「みえ子どもスマイルレポート」として公表するものです。

子ども施策の実施状況について、施策の基本となる4つの事項(条例第11条)別に整理しています。

また、「みえ子どもスマイルプラン」について、14の重点的な取組ごとに、重点目標の実績値等をふまえた進展度と判断理由、平成30年度の取組概要と成果および令和元年度の改善のポイントと取組方向を記載しています。

1 条例に基づく施策の実施状況(別冊3 P3~7)

(1) 子どもの権利について学ぶ機会の提供等(第11条第1号)

県民の方が条例や条例に基づく取組、子どもの育ちへの支援などについてより一層理解を深めていただけるよう、出前トークとして地域で説明を行いました。また、

「子育て応援!わくわくフェスタ」などの子どもの育ちや子育て家庭を応援するイベントなど、さまざまな機会を捉えて啓発活動を行ったほか、「可能性を広げるための子どもへの関わり方」などをテーマとした「三重県子ども条例講演会」を開催しました。

(2) 子どもが意見表明する機会の設定等(第11条第2号)

県が行う施策推進の参考とするため、条例に基づく調査を実施し、その結果をもとに「みえの子ども白書2019」を取りまとめたほか、インターネットを使った電子アンケートに答えてもらう「キッズ・モニター」や、温かい気持ちのやりとりのなかで子どもが安心して自分らしく育つことを期待して「ありがとうの一行詩コンクール」を実施しました。

(3) 子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援(第11条第3号)

子どもたちが創意あふれる熱い思いをもとに、子どもたち自身が考え工夫し、自分たちの夢を具体的に実現する取組を応援する「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」を実施したほか、高校生が日頃の学習や文化活動等の成果を情報発信する「高校生フェスティバル」を開催しました。

(4) 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備(第11条第4号)

社会全体で子どもや子育て家庭を支える地域を実現するため、企業や子育て支援団体等が参画する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携した活動や、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」の運営を行うとともに、地域における子育て家庭を支える人材を養成するため、「子育ち・子育てマイスター養成講座」や「孫育て講座」を、市町と連携して実施しました。

2 「みえ子どもスマイルプラン」の重点的な取組に係る進捗状況

(別冊3 P 9~60)

(1) 取組状況と進展度等 (別冊3 P 9~22)

平成30年度も、平成29年度までに引き続き、三重県経営方針の中で少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけ、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議とも連携し、少子化対策を進めるための機運醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージ毎に、切れ目のない取組を進めました。

14の重点的な取組の進展度について、取組の進行管理を行うために設定した「重点目標」の達成度合いや取組実績等により総合的に判断した結果、「進んだ」と評価した取組は6項目、「ある程度進んだ」は5項目、「あまり進まなかった」は3項目で、「進まなかった」は該当ありませんでした。

また、本県の平成30年の合計特殊出生率（概数）は1.54で、平成29年の1.49から0.05上昇し、3年ぶりに増加に転じました。一方で、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、平成30年度が51.5%で平成29年度より0.7ポイント減少しました。

(2) 平成30年度の総括 (別冊3 P 22)

平成30年度の少子化対策の取組については、重点的な取組の全体的な進捗状況からある程度進んだと考えられます。また、総合目標の一つである「合計特殊出生率」についても平成30年は前年から増加に転じるとともに、出生数の減少幅も前年より大幅に抑えることができました。

一方で、もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は前年より減少しています。

2つの総合目標ともに目標値と乖離があり、重点目標についても、平成30年度の目標に達していないものが29項目中11件あったことから、課題の残る結果となりました。

令和元年度はプランの計画期間の最終年度であり、重点的な取組において進展度が遅れているものについては、目標達成に向けて着実に取組を進めていく必要があります。特に、重点的な取組の進展度において「あまり進まなかった」と判断した項目のうち、保育所の待機児童数や放課後児童クラブの待機児童数については、認定こども園等の施設整備支援などによって保育施設の定員については増やすことができましたが、保育士等の確保が困難なことなどにより、待機児童が発生しています。幼児教育・保育の無償化の影響も注視しながら、市町と連携して地域の実情に見合った取組を進める必要があります。

また、男性の育児参画の推進については、男性の育児休業の取得に関して、調査対象事業所において出生数は増加しましたが、特定の業種における男性の育児休業の取得が少なかったため、全体の育休取得率が下がり、目標を達成することができませんでした。今後は、あらゆる業種において男性の育休取得が進むよう、業種ごとの課題に応じた取組やイクボスの推進などを働きかけていくことが必要です。

少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要しますが、プランに掲げる「めざすべき社会像」の実現に向けて、企業や関係団体、市町などさまざまな主体との協創を重視し、ライフステージ毎に切れ目のない対策をより一層強化して取組を進めます。

3 今後の取組（別冊3 P61）

条例について、今後も、啓発冊子やイベント等を活用してその趣旨を広く啓発するとともに、関係機関とも連携しながら子どもの権利について学ぶ機会の場を確保していきます。

また、子どもが意見を表明する機会を確保し、取組に反映していくよう努めるとともに、子どもの気持ちに寄り添いながらさまざまな活動支援を行い、企業や団体、関係機関等と連携を図りながら人材の育成や環境整備を進めていきます。

さらに、「みえ子どもスマイルプラン」が令和元年度で最終年度になることから、これまでの取組を検証して次期計画に反映するとともに、引き続き、さまざまな主体との協創を重視し、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めていきます。

5 「みえの育児男子プロジェクト」の推進について

1 現状と課題

「結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」（平成 29 年度）で、18 歳～39 歳の方に父親の育児参画に関する意識について聞いたところ、約 9 割の方が父親の育児参画に肯定的な回答をしています。一方、県内の事業所に「従業員が育児や介護等の休暇を利用しやすい風土となっているか」を聞いたところ、約 5 割の事業所が「利用しやすい風土ではない」と回答しています。

長時間労働やパタニティ・ハラスメント^{※1}等も存在する中で、男性の家事・育児に関わる時間は増加しているものの、女性の家事・育児時間とは大きな差があるなど、男性の育児参画が十分に進んでいない状況です。

夫の家事・育児参加時間が長いと第 2 子以降の出生割合が増えるという調査結果もあることから、県では、少子化対策の一環として、平成 26 年度から男性が積極的に育児に参画することを応援し、「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方を職場や地域社会の中で広めるための取組として「みえの育児男子プロジェクト」を進めており、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重要な取組の一つとして、さらなる展開を図っています。

2 令和元年度の取組内容

(1) 普及啓発

一人でも多くの県民の皆さんに男性の育児参画について関心を持っていただけよう、引き続き機運の醸成を図る必要があります。

そこで、子育て中の男性やイクボス^{※2}等を募集・表彰し、その事例等を広く周知することを通じて、男性の育児参画への関心や理解を高めることを目的に、本年度も「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ（第 6 回）」を開催して、男性の育児参画の普及啓発を図ります。

なお、本年度の実施にあたっては、家事の中で男性の参画率が最も低い「料理」をテーマの一つとして取り上げるとともに、これまでの受賞者や企業、関係団体等にも募集や広報等で協力をいただくなどさまざまな主体との協創を強化し、取組を進めます。

(2) 仕事と育児を両立できる職場環境づくり

男性の育児参画を進めるには、企業の経営者や管理職等が、イクボスとして、部下の仕事と家庭の両立を応援し、安心して子育てができる職場環境づくりに取り組むことも必要です。また、育児だけではなく介護なども含め働き方に制約がある人が増加するとともに、学生が就職の際に「働きやすさ」を重視するなど、価値観も多様化しています。さまざまな状況の人が最大限活躍できる環境づくりのためにも、イクボスは重要となります。

イクボスの推進にあたっては、中間マネジメント層への支援や企業間での情報共有が求められていることから、本年度は、企業同士がイクボス推進等をテーマに対話・交流する場をつくるとともに、昨年度養成した「みえのイクボス伝道師」※³や学生などにも参加を促し、多様な視点から仕事と育児の両立を大切にする職場環境づくりを進めます。

3 実施スケジュール

(1) 「みえの育児男子推進月間」

父の日(6月第3日曜日)および男女共同参画週間(6月23日～29日)にちなみ、三重県独自に6月を「みえの育児男子推進月間」と位置づけ、企業等と連携し、男性の育児参画を普及啓発するさまざまな取組を実施しています。

(主な取組)

- ・ 第6回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえの募集（6月1日～8月31日）
料理に関する部門を新設。（食品関係企業と連携）
- ・ 父の日イベントの開催（6月16日）
子育て家庭を対象に企業が実施するイベントと同時開催。
- ・ アウトドア料理教室の開催（6月23日）
父親とその子どもを対象に、キャンプ場運営者等と共に。

(2) その他

- ・ 「みえのイクボス同盟」※⁴加盟企業、団体の募集（随時）
- ・ イクボスをテーマにした企業間の対話・交流の場の提供（8月以降）

※1 パタニティ・ハラスマント

男性が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務制度等を活用して育児参画することに対して、職場の上司や同僚が妨げたり嫌がらせをしたりすること。

※2 イクボス

職場で働く部下の仕事と家庭の両立を応援したり、こうした職場環境づくりに取り組む上司等（経営者・管理職等）。

※3 みえのイクボス伝道師

企業等に対し、イクボスに対する正しい認識や適切な助言等ができる人材として、社会保険労務士、コンサルタント、金融機関職員など企業と関わることが多い方を中心にして27名を認定（平成30年度）。

※4 みえのイクボス同盟

イクボスの取組や精神が県内各地に広がり、女性の活躍や男性の育児参画が当たり前の社会、子育て家庭を含む全ての家族にやさしい三重県が実現することをめざし、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいる（取り組む意思のある）経営者等により構成。平成28年4月発足。令和元年5月末時点で、184企業・団体が参加。

【所管事項説明】

6 「みえ家庭教育応援プラン」に基づいた取組について

少子化の進行や共働き家庭の増加など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、さまざまな家庭の実情に合わせて支援していく環境を作り、さまざまな主体が連携して取り組むため、平成28年度に「みえ家庭教育応援プラン」を策定し、平成29年度から具体的な取組を進めています。

このプランは概ね10年先を見据えた今後5年程度の期間に取り組んでいくものであり、基本理念や10の取組方策のほか、複数の取組をとりまとめて注力する3つのテーマを「家庭教育応援プロジェクト」と位置付け、市町や企業等と連携しながら横断的・総合的取組として展開しています。

1 テーマ1 みんなで進めよう！子どもの基本的生活習慣づくり

(1) 平成30年度の取組概要

基本的な生活習慣の確立は、子どもたちの心身の健やかな成長、意欲の向上に不可欠であり、「生き抜いていく力」を育む基礎になります。このため、子どもの発達段階や保護者の関心の度合い、家庭の状況等に配慮した学習機会・情報の提供を通じて、各家庭における子どもの基本的生活習慣づくりの取組を進めました。

①「生活習慣・読書習慣チェックシート」等の活用促進

「早ね早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣が身に付くよう、県内の保育所や幼稚園等（以下「保育所等」という。）において、3～5歳児を対象に家庭と連携した生活習慣チェックシートの活用を年3回実施しました。保育所等の便りなどで保護者にフィードバックし、親子で振り返る機会をもつなど家庭と連携して取り組みました。〈子ども・福祉部、教育委員会〉

小中学校においても、生活習慣・学習習慣・読書習慣を確立するために、三重県PTA連合会と連携し、生活習慣・読書習慣チェックシートの集中取組を年2回実施しました。〈教育委員会〉

	平成27年7月	平成28年5月	平成29年5月	平成30年5月
保育所等の チェックシート実施状況	68.7%	85.8%	90.7%	89.0%

※保育所等の職員の感想

- ・家庭の生活習慣を見直すにあたり、目標を持つことができて良いと思う。
- ・園が家庭の様子も知ることができ、保護者に対し具体的な指導もできるようになった。
- ・送迎時やクラス懇談会等で話題にあがり、保護者が関心を持って生活習慣の見直しをしようとする良い傾向が強くなっている。

※保護者の感想

- ・兄姉と一緒に取り組むことで、自ら時間や約束を守るようになった。
- ・子どもががんばろうとするので、親も意識して手伝ったり援助ができたり応援できた。
- ・目で見てわかるので「やろう」と意識したり、自分で気をつける姿があり良かった。

②家庭や地域の気運づくりや家庭への「学び」の提供

企業や団体と連携した「子育て応援！わくわくフェスタ」（以下「わくわくフェスタ」という。）（来場者約4,000人）など親子が集うイベントを通して、家庭での生活習慣の確立に向けた気運づくりを進めました。〈子ども・福祉部〉

就学前後の子をもつ保護者を対象に、「食べる」「寝る」「遊ぶ」の大切さを知っていただくため平成29年度に作成した「みえ家庭教育応援リーフレット」を活用し、市町やPTA、企業に啓発しました。また、平成30年度は、幼少期における体験活動の大切さを啓発するためのリーフレットを作成し、市町担当課に送付して活用を働きかけました。〈子ども・福祉部〉

親同士が子育てについて話し合い、自らの役割や成長に気づき学ぶための学習コンテンツとして作成した「みえの親スマイルワーク」（妊娠期の家庭から小学生の子を持つ親を対象）について、市町や三重県PTA連合会（（一社）三重県PTA安全互助会）と連携して、就学時の健診や説明会、学校やPTAの行事等での活用を進めるとともに、ファシリテーター（スマイルリーダー）の養成を行いました。（連携によるみえの親スマイルワーク実施：8回 参加者430人、スマイルリーダー養成：49人、県主催スマイルリーダー養成講座：参加者186人）〈子ども・福祉部、教育委員会〉

（2）令和元年度の取組方向

小中学校での取組だけでなく、就学前の早い段階から生活習慣の定着が進むよう、引き続き、多くの保育所等で「生活習慣チェックシート」の活用を図り、各家庭へのフィードバックも進めていきます。また、さまざまな機会を通じて家庭教育の必要性を保護者へ啓発するとともに、妊娠期から切れ目のない家庭教育応援の取組を進めます。

- ・就学前の子ども向け「生活習慣チェックシート」の取組を継続し、家庭と連携して幼児期の生活習慣確立に努めます。〈子ども・福祉部、教育委員会〉
- ・小中学校において、子どもたちの家庭における生活習慣、学習習慣、読書習慣の改善に向け、三重県PTA連合会と連携し、「生活習慣・読書習慣チェックシート」の集中取組（年2回：春と秋の読書週間にあわせて）を実施します。〈教育委員会〉

- ・「わくわくフェスタ」（令和元年 10 月開催）や地域で親子が集うイベントにおいて、ぬり絵やリーフレット等のツールを活用して、「早ね早起き朝ごはん」等の基本的生活習慣の大切さを、子どもや保護者に対して啓発します。〈子ども・福祉部〉
- ・子育ての不安感や孤立感の軽減を図るため、県教育委員会や三重県 P T A 連合会と連携し、「みえの親スマイルワーク」をより多くの保育所等や小学校、子育て支援センター等で活用してもらうよう市町に働きかけます。また、「みえの親スマイルワーク」のスマイルリーダー養成講座を実施し、人材の養成を図ります。〈子ども・福祉部、教育委員会〉

2 テーマ2 つくろう！家庭教育を応援する地域のネットワーク

（1）平成 30 年度の取組概要

地域で孤立しがちな家庭など、支えを必要としている多様な家庭に応じた取組を進めるため、市町と連携し、各地域それぞれの強みや特徴を生かした家庭教育応援のためのネットワークの構築を図るとともに、その横展開を図りました。

① 「家庭教育応援モデル事業」によるネットワークづくりの推進

平成 29 年度から取り組んでいる亀山市、名張市、玉城町に鈴鹿市と尾鷲市を加えて家庭教育応援モデル事業を実施し、既存の会議や組織の活用など地域資源を活かしながら、地域ボランティア、N P O 団体等と連携するとともに、子どもの育ちを支えるネットワークづくりを進めました。〈子ども・福祉部〉

亀山市	福祉部局と教育部局が連携するとともに、適応指導教室の学習支援等の活動を行っているN P Oと関わり合いながら、家庭教育応援の取組を進め、福祉と教育、地域との連携の必要性を学ぶ研修会を実施しました。
名張市	市内の家庭教育講座に関わってきた市民が、スキルアップ講座を受講し、民生児童委員等が開催する地域の広場に参加している保護者に対して、家庭教育スタッフとして相談支援活動を行いました。子育て支援関係者養成のための講習会を実施し、受講者が地域の広場等で親子に関わり、相談を受け関係機関に繋げました。
玉城町	「ブックスタートおせっかい訪問」や転入者を対象とした訪問、保育所での出前講座を通じた保護者と支援者の顔の見える関係づくりを進めました。また、保護者に寄り添う民生委員や子育て支援関係者を対象とした人材育成およびスキルアップ講座も実施しました。
鈴鹿市	子育て支援センターや地域団体等の支援者、放課後子ども教室の関係者等に対して、家庭教育応援につながる講座を開催し、市内で積極的に活動していく人材を育成しました。受講後には、子育て支援を支える人材リストへの登録を呼びかけ、登録者に継続的に情報提供を行いました。

尾鷲市	モデル事業の講座を通して、子育て支援や家庭教育応援に关心の高い市民を中心に人材を育成し、受講者は、市民サポーターとして各地域や各自の所属団体において講座への参加を各家庭へ呼びかけ、地域における取組を展開しました。
-----	--

②関係者の情報共有の場の設定や人材の養成など

市町と家庭教育応援推進連携会議を設置し、研修会の開催やモデル事業の報告、行政とNPOの連携の事例発表など、情報の提供や共有を図りました。また、地域の実態に応じて家庭教育応援を推進していくための研修会を4地域で実施しました。〈子ども・福祉部、教育委員会〉

「子育ち・子育てマイスター養成講座」を3市町、「孫育て講座」を3市町で実施し、地域性や実態に応じた人材を養成しました。また、受講者を対象に、地域で継続した取組になるよう、地域単位でフォローアップ研修会および情報交換会を行いました。〈子ども・福祉部〉

支えを必要とする家庭に寄り添う「家庭教育支援チーム」の国への登録を進めました（登録済3団体）。〈子ども・福祉部〉

（2）令和元年度の取組方向

「家庭教育応援モデル事業」を通じて、地域の実情や特性を生かしたさまざまな地域のネットワークができつつあり、こうした事例の情報交換を市町との担当者会議等を活用して情報提供することで、ネットワークづくりの取組を県内に広めていきます。また、孤立しがちな家庭等に必要な支援や情報が届けられるよう、各モデルの取組を広めていきます。

- ・「家庭教育応援モデル事業」は、これまでの玉城町、亀山市と共に、新たに菰野町において取組を実施します。また、県内3地域で、市町職員や家庭教育関係者を対象に、府内や地域との連携や取組方法など各地域の実情をふまえた課題への対応の学びの場として、家庭教育応援の研修会を設けます。〈子ども・福祉部〉
- ・家庭教育応援推進連携会議を2回開催し、先進的な取組事例や「家庭教育応援モデル事業」の家庭教育応援の研修会の取組状況等について情報提供を行うとともに、ワークショップを行い、各市町における取組につなげます。〈子ども・福祉部〉
- ・「子育ち・子育てマイスター養成講座」「孫育て講座」を4市町で実施し人材の育成に努めていくとともに、家庭教育応援の取組にこれまで働きかけが少なかった市町への関わりを強め、県内全域でのネットワークづくりを進めます。〈子ども・福祉部〉
- ・「家庭教育支援チーム」の国への登録を引き続き進めます。〈子ども・福祉部〉

3 テーマ3 応援しよう！企業と連携した家庭の教育力アップ

(1) 平成30年度の取組概要

企業は、その従業員や業務を通じて家庭とのつながりがあり、連携して家庭教育の応援に取り組むことには、大きな意義があります。このため、企業の理解を十分に得て、社会意識の変革や、気運づくり、家庭教育応援の取組などに参画いただくよう働きかけました。

①イクボスや男性の育児参画の推進

すべての家族に優しい三重県の実現に向け「みえのイクボス同盟」に賛同する企業を中心に働きかけを進めており、これまで市町や企業と連携した「イクボス養成講座」を実施するなどイクボスの推進に努めてきました。平成30年度には、県と一緒にイクボスや働きやすい職場づくりについて県内企業等へ広めていただくため、イクボスに対する正しい認識や実践への適切な助言等ができる人材を養成し、「みえのイクボス伝道師」として認定する事業を実施（2回、参加者27人）しました。〈子ども・福祉部〉

「第5回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」を開催し、育児に取り組む男性やイクボスの優良事例（651件の応募）を表彰し発信するとともに、男性の学びの場として地域や職場における「男性の子育て応援講座」を実施（9回、参加者180人）しました。〈子ども・福祉部〉

	平成28年4月	平成31年3月末
イクボス同盟加盟企業団体数	76	180

②ワーク・ライフ・バランスや企業との連携など

誰もが働きやすい職場環境づくりに向け、働き方改革キックオフセミナー（参加者168人）や働き方改革業界向けセミナー（3回、参加者95人）を開催するとともに、「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰を実施（44社登録、4社表彰）しました。〈雇用経済部〉

「みえ次世代育成応援ネットワーク」（企業915社、子育て団体等655団体：合計1,570会員（平成31年3月末現在））において、多くの企業や団体と連携し、「わくわくフェスタ」の開催など子どもの豊かな育ちを応援する取組を進めました。〈子ども・福祉部〉

(2) 令和元年度の取組方向

イクボスや男性の育児参画等の企業の取組はまだ一部に限られていることや、家事・育児に費やす時間は男女により大きな差があることから、引き続き、企業・地域・市町と連携し、啓発や具体的な取組を進めていきます。

- ・イクボス同盟へ働きかけて普及啓発を引き続き進めるとともに、「従業員の育児等を支援する制度はあるが風土がない」とする企業等が多いことから、「風土づくり」のヒント等を得ることができる交流の場づくりを進めます。また、「第6回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」を開催し、子育て中の男性やイクボス等を募集・表彰し、その事例等を広く周知することを通じて、より多くの県民の意識の向上を図ります。〈子ども・福祉部〉
- ・企業や地域団体等において「男性の子育て応援講座」を引き続き実施し、男性が子育てや子どもの育ちに関して学ぶ機会や、男性同士の交流の場を提供するとともに、自主的なネットワークづくりにつながるよう働きかけます。〈子ども・福祉部〉
- ・働き方改革を地域全体に広げるため、セミナーの開催や働き方改革アドバイザーの派遣とともに、「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰を実施します。〈雇用経済部〉
- ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」において、子どもたちが自らの力を発揮して育つことができるよう、昨年に引き続き、子どもたちのさまざまな夢や希望の実現に向けて主体的に取り組む活動を応援する「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」を実施します。また、引き続き、「わくわくフェスタ」や「ありがとうの一行詩コンクール」を実施します。〈子ども・福祉部〉

【所管事項説明】

7 青少年を自画撮り被害から守る対策について

1 青少年の自画撮り被害の現状

青少年が、自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影させられた上、SNSや電子メール等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が全国で増加傾向にある中、三重県でも被害が発生しており、対策が必要となっています。

こういった犯行は、青少年の性に対する判断能力が未熟であることに乘じて行われる極めて悪質なものである上、画像がインターネット上に流出する危険性が高く、一度流出した画像については回収が不可能となり、将来にわたって青少年を苦しめる要因となることも十分考えられます。

全国で自画撮り被害に遭った児童数（人）

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
207	270	289	376	480	515	541

（出典）警察庁ホームページ 統計データ（平成30年における子どもの性被害の状況）

2 現行法令等で対応できる範囲および対策

（1）現行法令等による禁止対象

法律・条例	禁止する事項	自画撮り被害を防止する規定
児童買春、児童ポルノに関する行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	・児童ポルノの製造、所持、提供等	・被害者に自分の児童ポルノ画像を撮影させた場合も処罰の対象となるが、未遂の処罰規定がない ・自画撮り要求行為を処罰する規定はない
刑法 (脅迫、強要)	・生命、身体等に害を加える旨の告知をして、人を脅迫、強要すること	・生命、身体等に害を加える旨の告知をして、相手を畏怖させるような言動が必要
ストーカー行為等の規制等に関する法律	・被害者が行う義務のないことを、行うよう求める行為	・特定の者に対する好意の感情等を充足する目的かつ行為を反復して行うことが必要
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例	・被害者が行う義務のないことを、行うよう求める行為	・行為を反復して行うことが必要
三重県青少年健全育成条例	・青少年に対して性交等及びわいせつな行為をすること ・青少年に対して性交等及びわいせつな行為を見せ又は教えること	・自画撮り画像の要求行為が、わいせつな行為を教えることにならない可能性が高い ・児童ポルノに関する規定がない

自画撮り画像を送るように求めることを禁止する規定はなく、現行法令等で自画撮り被害を未然に防止するのは難しい状況です。

(2) 三重県青少年健全育成条例による対策

三重県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）は、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的としていることから、将来にわたって青少年を苦しめる要因となり得る自画撮り被害を未然に防止するため、この条例により対策を講じる必要があります。

3 条例改正により期待できる効果と課題

(1) 期待できる効果

- ・要求行為の規制により、被害の未然防止につながります。
- ・条例の改正を周知することで、自画撮り被害防止の広報啓発につながります。
- ・要求行為自体が犯罪である認識ができ、警察等への早期相談につながります。

(2) 課題

- ・自画撮り被害はインターネットを介しているため県をまたいで発生する場合があり、県内の青少年が被害に遭っても加害者が県外の場合は規制の対象とならない可能性があります。

4 青少年健全育成審議会（平成31年2月）における意見について

- ・法規制の必要性があるので、様々なルートで国へ働きかけてもらいたい。
- ・条例を改正し、県民に効果的な広報啓発をしてもらいたい。

5 各県の青少年健全育成条例改正状況について

- ・改正済みの都道府県：19県
- ・改正予定（改正に向けて検討中）の都道府県：16県
- ・改正の予定がない都道府県：12県

6 今後の予定

国へ法制化等を働きかけつつ、次のとおり条例改正に向けて作業を進めます。

令和元年 7月 青少年健全育成審議会において審議

10月 常任委員会において中間案審議
パブリックコメントの実施

令和2年 2月 議案提出

3月 常任委員会において議案審議
改正

8 「子どもを虐待から守る条例」の改正について

平成 16 年 3 月に、本県が全国で初めて制定した「子どもを虐待から守る条例」（以下「条例」という。）について、制定から 15 年を経過し、この間、県内の児童虐待の状況も変わり、県の取組も大きく進展しています。

また、現在、国においても関係法令の改正がなされているところであり、その内容についても確実に対応するため条例の見直しを行います。

1 条例改正に至る社会情勢の変化

(1) 児童虐待相談対応件数の急増

児童虐待相談対応件数が全国的に増加する中、本県においても平成 24 年度以降、児童相談所における児童虐待相談対応件数は 1,000 件を超える高い水準で推移してきました。平成 30 年度は初めて 2,000 件を超え、2,074 件と過去最多を更新しています。

(2) 関係法令の改正

平成 28 年の児童福祉法改正で、子どもが権利の主体として明示され、国・都道府県・市町村の役割と責務についても明確化されました。

また、今国会に提出された児童虐待防止関連法の改正案では、体罰の禁止が法定化されるとともに、民法上の懲戒権の在り方についても施行後 2 年を目途に必要な見直しを検討することとされており、これらの法改正への対応が求められています。

(3) 県の取組の進展

本県では、条例施行以降、さまざまな形で児童相談体制の強化を行ってきましたが、平成 24 年には虐待により県内で幼い 2 人の命が奪われるという痛ましい事案が発生しました。

これを受け、「このような事件を二度と起こさない」という強い決意のもと、さまざまな対策を実施してきました。

取組内容①：児童相談体制の強化

- ・児童相談所の職員を増員（平成 24 年：168 名→平成 31 年：207 名）
- ・児童相談センターに法的対応担当、市町支援担当を配置
- ・児童相談センターに弁護士、現職の警察職員を配置
- ・鈴鹿児童相談所の新設（平成 31 年 4 月）

取組内容②：アセスメントツールの開発・運用

- ・一時保護等の判断を的確に行うためのリスクアセスメントツールの運用（平成 26 年から）
- ・一時保護解除後の再発防止に向けたニーズアセスメントツールの運用（平成 27 年から）
- ・児童相談対応への AI 技術導入の実証実験（令和元年 6 月下旬から）

取組内容③：子どもの権利擁護

- ・多機関連携の推進、アドボケイト養成、家庭復帰プログラムの実施など

2 条例改正の検討

(1) 基本的な考え方

目的、構成などについては、基本的に維持しながら、本県におけるこれまでの取組の成果をしっかりと検証して必要な事項を書き込みます。

また、児童福祉法等の改正に確実に対応するとともに、現条例の「子どもを社会全体で守る」「虐待を絶対に許さない」という強いメッセージを引き続き発信する条例として整備します。

(2) 検討プロセス

改正に向けては、社会福祉審議会での審議やパブリックコメントの実施、市町等関係者との意見交換などをとおして、幅広く多様な意見、情報を得て検討を進めてまいります。

また、今年度は子どもや子育てなどの社会的課題に関連する多くの計画の策定、改定に取り組むこととしており、これらの検討過程における課題や視点を共有して、しっかりと整合をはかりながら検討を進めます。

3 今後の予定

令和元年	7月	社会福祉審議会において審議
	10月	常任委員会において概要案審議
	12月	常任委員会において中間案審議 パブリックコメントの実施
令和2年	1月	社会福祉審議会において審議
	2月	議案提出
	3月	常任委員会において議案審議 改正

【所管事項説明】

9 令和2年度社会福祉施設等整備方針について

本県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、厳しい財政状況の中で限られた予算を効率的に執行していく必要があるため、提出された整備計画の中から地域のバランス、住民ニーズ等をふまえ、より効果的で緊急度の高いものを優先していくこととします。

また、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応についても配慮していくこととします。

こうした考え方をもとに、令和2年度整備方針を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定することになります。

令和2年度社会福祉施設等整備方針

・長寿介護課所管施設	23
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、 養護老人ホーム		
・地域福祉課所管施設	26
救護施設		
・少子化対策課所管施設	27
児童館、放課後児童クラブ室、病児保育施設		
・子育て支援課所管施設	31
児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター、 母子生活支援施設、委託一時保護専用ユニット		
・障がい福祉課所管施設	33
障がい福祉サービス事業所等		

令和2年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・第7期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・県補助を受けずに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	令和2年度整備方針
介護老人 福祉施設 (特別養護 老人ホーム)	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに令和2年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,938	2,872	2,945	592	9,347	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
第7期介護保険事業支援計画に基づく 令和元年度整備計画数 (A)	60	90	70	0	220	
令和元年度整備予定数（ショートステイの転換含む。） (B)	60	80	40	0	180	
令和2年度への持越し分 (C) = (A) - (B)	0	10	30	0	40	
第7期介護保険事業支援計画に基づく 令和2年度整備計画数 (D)	40	130	80	0	250	
令和2年度整備可能数 (C) + (D)	40	140	110	0	290	
（うち従来型施設整備可能数）	(10)	(40)	(30)	(0)	(80)	

施設種別	圏域	課題	令和2年度整備方針				
介護老人 保健施設	圏域別	1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに令和2年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 * 増築による整備については、県補助の対象外とする。				
現状と整備可能数（単位：人分）							
			北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計
既整備数			2, 575	1, 783	2, 064	358	6, 780
第7期介護保険事業支援計画に基づく 令和元年度整備計画数 (A)			60	0	90	0	150
令和元年度整備予定数 (B)			0	0	0	0	0
令和2年度への持越分 (C) = (A) - (B)			60	0	90	0	150
第7期介護保険事業支援計画に基づく 令和2年度整備計画数 (D)			30	0	40	20	90
令和2年度整備可能数 (C) + (D) (うち従来型施設整備可能数)			90 (40)	0 (0)	130 (60)	20 (10)	240 (110)
養護老人 ホーム	-	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。				

3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)老人福祉圏域

平成31年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

令和2年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none">・県内 3か所・定員 計260名 <p>(平成31年4月1日現在)</p>	—	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。

令和2年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課子どもの育ち・家庭応援班所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・耐震化対策や老朽化に対する大規模修繕等を推進するとともに、防犯対策の強化を図る。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針												
児童館	全県	<table><tr><td>大型児童館</td><td>1館</td></tr><tr><td>小型児童館</td><td>29館</td></tr><tr><td>児童センター</td><td>14館</td></tr><tr><td>計</td><td>44館</td></tr><tr><td></td><td>(12市6町)</td></tr><tr><td></td><td>(令和元年5月1日現在)</td></tr></table>	大型児童館	1館	小型児童館	29館	児童センター	14館	計	44館		(12市6町)		(令和元年5月1日現在)	<ol style="list-style-type: none">1 耐震化対策等がなされていない児童館について、対策が必要である。2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	<p>国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を市町が受けることを条件として、市町や社会福祉法人が行う事業に関して、市町に対して補助を行うことにより、児童館の整備を行う。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4の順とするが、4については、緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとする。</p> <p>さらに、各項目については、放課後児童クラブ室を設置している児童館や設置を行う児童館を優先する。</p> <p>1 既存の児童館の大規模修繕のうち、耐震改修工事等を含むもの</p>
大型児童館	1館															
小型児童館	29館															
児童センター	14館															
計	44館															
	(12市6町)															
	(令和元年5月1日現在)															

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
				<p>2 既存の児童館の防犯対策強化のうち、ブロック塀の改修及び撤去新設に係るもの</p> <p>3 児童館のない市町における新たな児童館の創設</p> <p>4 児童館のある市町における新たな児童館の創設 既存の児童館を拡張・改築する整備 その他大規模修繕等の整備</p>

令和2年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課保育サービス・幼保連携班所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	<p>放課後児童クラブ数 386か所 (平成30年5月1日現在)</p> <p>※令和元年5月1日現在の数値については、現在調査中です。</p>	<p>1 小学校児童についての保育需要があるにも関わらず、放課後児童クラブが存在しない地域がある。</p> <p>2 実施施設の中には、老朽化の進んでいるものもある。</p>	<p>「放課後児童クラブ運営指針」による、支援の単位あたりおおむね40人以下の整備を推進することとし、放課後子ども総合プランにおける市町の運営委員会等の調整を経た次の整備（創設・改築）を行う。</p> <p>なお、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育委員会の連携を密にして取り組むこととする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5、6の順とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 小学校の統廃合による整備 または、借家等で実施しているが使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 4 既存の放課後児童クラブ施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備 5 放課後子ども総合プランの推進のため、放課後子ども教室と一体となって実施するための整備 6 1から5の理由以外での整備

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
病児保育施設	全県	病児保育施設数 16か所 (令和元年5月1日現在)	子育て家庭の病児保育に係る需要があるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。	<p>国の子ども・子育て支援交付金により交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備する際に必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 病児保育施設未設置市町における整備 4 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備 5 1から4の理由以外での整備

令和2年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名【子育て支援課】

1 整備方針策定の考え方

平成26年度に策定した三重県家庭的養護推進計画に基づき、社会的養護を必要とする子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができる環境の整備をめざして、本体施設のオールユニット化やグループホームの設置、地域支援の充実を図るための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 公立 12施設 民間 0施設 (平成31年4月1日現在)	1 施設における小規模ケア化・地域分散化の推進が求められている。 2 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設の老朽化が進んでいる。	優先度の高いものから1、2の順とする。 1 小規模ケア化・地域分散化 施設の新設・改築にあたっては、小規模ケア化・地域分散化するための整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする施設整備を優先する。 特に、地域分散化については、東紀州地域や施設のない地域に整備するものを優先する。 2 老朽化による増改築修繕 平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。
乳児院	全県	施設数 公立 3施設 民間 0施設 (平成31年4月1日現在)		
児童家庭支援センター	全県	施設数 公立 5施設 民間 0施設 (平成31年4月1日現在)	児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。	児童相談所単位での設置を進めることとし、児童家庭支援センター未設置管内での整備を優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針												
母子生活支援施設	全県	<p>施設数 5施設 公立 2施設 民間 3施設 (平成31年4月1日現在)</p>	<p>1 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。 2 DV被害者の利用が増加しているため、対応が必要である。</p>	<p>優先度の高いものから1、2の順とする。</p> <p>1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。</p> <p>2 DV被害者への対応 入居者の安全性を確保するため、施設や居室のセキュリティやプライバシーの強化を図る施設整備を優先する。</p>												
委託一時保護専用ユニット（乳児院、児童養護施設）	全県	<p>施設数 3施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>乳児院</th> <th>児童養護施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成31年4月1日現在)</p>		乳児院	児童養護施設	公立	0	0	民間	1	2	計	1	2	<p>県児童相談所一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、地域において一定数の一時保護児童を安定的に受け入れができる委託先の確保が必要となってきた。</p>	<p>児童相談所単位での設置を進めることとし、県児童相談所一時保護所のない地域及び乳児院での整備を優先する。</p>
	乳児院	児童養護施設														
公立	0	0														
民間	1	2														
計	1	2														

令和2年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2018年度～2020年度-」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備については、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスおよび居住系サービスの事業所を対象とする。
- ・ 障害者支援施設については新規整備を行わず、入所者等の安全確保に資する大規模修繕等を整備の対象とする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none">1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。2 障害福祉サービスの種類または障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない。4 建物の防災・防犯対策に取り組む必要がある。	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、以下のとおりとする。</p> <p>1 新規整備</p> <p>優先度の高いものから（1）、（2）の順とする。（1）において同順位の場合には、（2）も満たす整備を優先し、緊急性や必要性を考慮して優先順位をつける。</p> <p>（1） みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備</p> <p>（2）<ul style="list-style-type: none">・ 地域生活支援拠点機能または障がい児支援の中核となる機能を有する事業所・ 短期入所を併設する事業所</p> <p>2 既存建物の大規模修繕等</p> <p>防犯カメラの設置等の防犯対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位をつける。</p>

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<p>1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。</p> <p>2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。</p> <p>3 障がいが重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。</p> <p>4 建物の防災・防犯対策に取り組む必要がある。</p>	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人等に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、以下のとおりとする。</p> <p>1 新規整備</p> <p>優先度の高いものから（1）、（2）の順とする。（1）において同順位の場合には、（2）も満たす整備を優先し、緊急性や必要性を考慮して優先順位をつける。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <ul style="list-style-type: none"> ・みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備 ・日中サービス支援型共同生活援助事業所（障がいの重度化や高齢化に対応した共同生活援助の新たな類型） (2) <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 ・短期入所を併設する事業所 <p>2 既存建物の大規模修繕等</p> <p>以下の整備を対象とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位をつける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法施行令等の改正に伴い、設置が義務づけられたスプリンクラー等の整備 ・非常用自家発電設備等の防災対策 ・防犯カメラの設置等の防犯対策

(別表1) 障害保健福祉圏域

平成31年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿龜山	鈴鹿市、龜山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	令和2年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	12	33	19	35	27	24	19	4	4	177
	サービス見込量	人	453	920	550	679	613	680	459	132	139	4,625
	サービス量実績	人	422	779	517	666	542	598	418	110	132	4,184
	見込量と実績の差	人	31	141	33	13	71	82	41	22	7	441
就労移行支援	現状	事業所数	4	6	6	6	3	9	6	0	0	40
	サービス見込量	人	40	79	52	46	27	65	39	7	2	357
	サービス量実績	人	31	58	48	16	22	42	35	0	0	252
	見込量と実績の差	人	9	21	4	30	5	23	4	7	2	105
短期入所	現状	事業所数	16	16	9	19	12	11	10	1	2	96
	サービス見込量	人	117	234	140	123	173	148	101	21	20	1,077
	サービス量実績	人	114	202	120	113	102	124	97	16	15	903
	見込量と実績の差	人	3	32	20	10	71	24	4	5	5	174
児童発達支援	現状	事業所数	11	18	13	27	12	12	7	1	1	102
	サービス見込量	人	96	247	269	236	420	174	98	12	25	1,577
	サービス量実績	人	58	212	254	251	217	171	84	1	22	1,270
	見込量と実績の差	人	38	35	15	△15	203	3	14	11	3	307
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	15	12	12	29	16	10	11	4	3	112
	サービス見込量	人	184	298	159	290	231	251	235	76	63	1,787
	サービス量実績	人	174	276	143	236	176	210	207	47	59	1,528
	見込量と実績の差	人	10	22	16	54	55	41	28	29	4	259

注) 別表2については、現時点における障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績およびサービスの提供体制について、参考にお示しするものです。

1 現状の事業所数は、平成31年4月1日現在

2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2018年度～2020年度-」における2020(令和2)年度のサービス見込量（1か月あたり）

3 サービス量実績は、平成30年度（平成30年4月～平成31年2月）の1か月あたりの平均

4 生活介護と就労移行支援の現状（事業所数）は、障害者支援施設を含む。

5 短期入所の現状（事業所数）は、空床利用型を除く。

【所管事項説明】

10 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成31年2月14日～令和元年6月2日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所認可等部会
2 開催年月日	平成31年2月19日
3 委員	会長 宇佐美 直樹 委員 岡村 裕 他2名
4 諮問事項	保育所の設置認可調書について
5 調査審議結果	提出された5件の認可調書について審議し、意見を聴取した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成31年2月19日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他3名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	12名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会
2 開催年月日	平成31年2月20日
3 委員	会長 田口 鉄久 委員 服部 高明 他4名
4 諮問事項	1 幼保連携型認定こども園の認可定員等について 2 幼保連携型認定こども園の設置認可申請調書について
5 調査審議結果	申請のあった11件について審議し、意見を聴取した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成31年2月21日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会
2 開催年月日	平成31年3月4日
3 委員	部会長 岡村 裕 委 員 速水 正美 他4名
4 諮問事項	新規里親認定申請者の審議等について
5 調査審議結果	養育里親6件、養子縁組里親6件、専門里親2件が里親として認定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会
2 開催年月日	平成31年3月8日
3 委員	部会長 安田 和夫 委 員 深川 誠子 他5名
4 諮問事項	三重県手話施策推進計画の取組状況について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	平成31年3月15日
3 委員	会 長 菊池 紀彦 委 員 阿部 晋一 他16名
4 諮問事項	1 三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会開催結果報告について 2 三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について 3 平成31年度当初予算の状況について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	第4回三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成31年3月18日
3 委員	会 長 宮崎 つた子 委 員 松田 靖利 他11名
4 諮問事項	1 第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2019-2022)について 2 ヘルプマークの普及について 3 県有施設のUD整備指針の取組について 4 平成31年度当初予算について 5 バリアフリー法改正概要について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	平成31年3月19日
3 委員	会長 岡本 陽子 委員 田口 鉄久 他13名
4 質問事項	1 平成30年度の実施状況と今後の取組について ・教育・保育の確保状況について ・地域子ども・子育て支援事業について ・人材確保と質の向上等について ・保幼小の連携について 2 認定こども園の設置状況と幼保連携型認定こども園の認可手続きについて 3 潜在保育士就労等意識調査について 4 幼児教育・保育の無償化について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成31年3月20日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他4名
4 質問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。 2 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成31年4月16日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 質問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	9名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成31年4月25日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 佐々木 光明 他4名
4 質問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和元年5月24日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 佐々木 光明 他4名
4 質問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。 2 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。 3 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	